

【第7期計画における本市の保険料段階】

- ①本人が市民税非課税者(第1～第4段階)は、国の基準を参酌しながらも、全体の保険料額や段階間のバランスを考慮して設定。
- ②本人が市民税課税者(第6～第9段階)は、国が定める保険料率、基準所得金額とする。
- ③第6期と同様に保険料段階の弾力化(多段階設定)を行い、第10段階(料率1.9)を設定する。

保険料段階	対 象 者
第1段階 (基準額×0.35)	生活保護受給者。世帯全員が市民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人
第2段階 (基準額×0.45)	世帯全員が市民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人
第3段階 (基準額×0.70)	世帯全員が市民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人
第4段階 (基準額×0.95)	本人は市民税非課税だが、世帯に市民税課税者がいる、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人
第5段階 (基準額)	本人は市民税非課税だが、世帯に市民税課税者がいる、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人
第6段階 (基準額×1.2)	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満
第7段階 (基準額×1.3)	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満
第8段階 (基準額×1.5)	本人が市民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満
第9段階 (基準額×1.7)	本人が市民税課税で合計所得金額が320万円以上400万円未満
第10段階 (基準額×1.9)	本人が市民税課税で合計所得金額が400万円以上

※第1～3段階の保険料率は、公費による軽減後の率

※()の金額は、国の見直し額

【国の見直し】

1. 基準所得金額の見直し

(介護保険法施行規則第140条～140条の3：今後改正予定)

- ・第6段階と第7段階を区分する基準所得金額 120万円
- ・第7段階と第8段階を区分する基準所得金額 210万円
- ・第8段階と第9段階を区分する基準所得金額 320万円

2. 給与所得控除及び公的年金等控除を10万円引き下げる平成30年度税制改正の影響を遮断するため、保険料の算定方法を見直し(介護保険法施行令附則第23条：令和2年12月24日改正)



合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれている場合には、給与所得の金額又は公的年金等所得の合計額から10万円を控除し、保険料段階の上昇を遮断する。(※この見直しが行われないと、保険料段階が1つ上に上昇する方が出てくる。)

1と2の見直しを踏まえると

◆被保険者数はR2. 4. 1現在ベース

(単位：人)

保険料段階	国の見直し反映前		国の見直し反映後	
	被保険者数	構成比	被保険者数	構成比
第1段階(基準額×0.35)	4,976	13.9%	4,976	13.9%
第2段階(基準額×0.45)	3,180	8.8%	3,180	8.8%
第3段階(基準額×0.70)	3,092	8.6%	3,092	8.6%
第4段階(基準額×0.95)	4,661	13.0%	4,661	13.0%
第5段階(基準額)	7,027	19.6%	7,027	19.6%
第6段階(基準額×1.20)	6,358	17.7%	6,358	17.7%
第7段階(基準額×1.30)	3,793	10.6%	4,015	11.2%
第8段階(基準額×1.50)	1,451	4.0%	1,370	3.8%
第9段階(基準額×1.70)	557	1.5%	416	1.1%
第10段階(基準額×1.90)	817	2.3%	817	2.3%
	35,912		35,912	

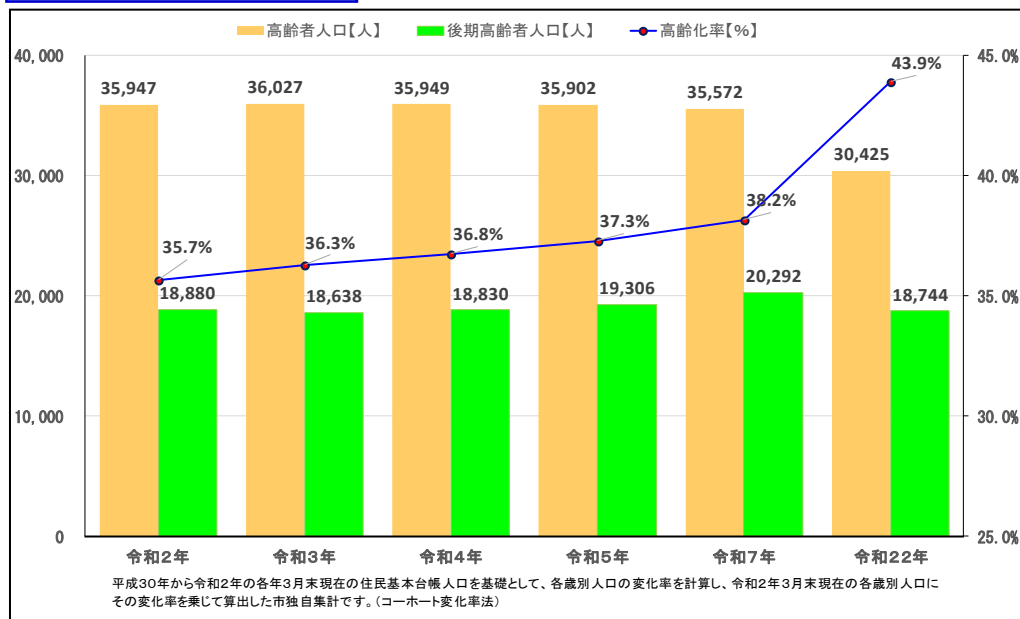
8段階から7段階へ段階ダウン	0	222人
9段階から8段階へ段階ダウン	0	141人

【保険料段階設定の考え方】

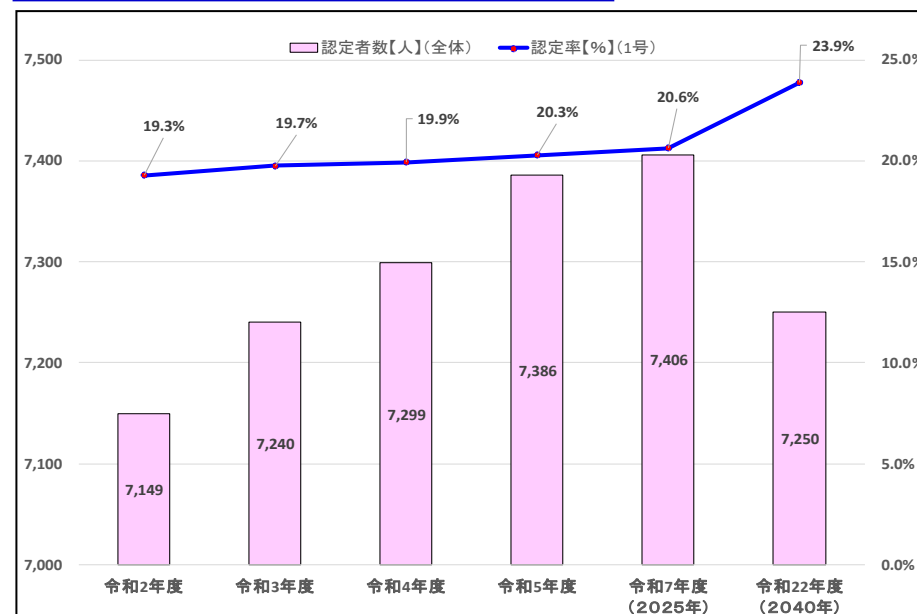
- ①保険料段階、保険料率については、第7期計画の考え方を踏襲する。
- ②基準所得金額についても、第7期計画の考え方、国の見直しによる保険料の影響が小さいこと(見直しによる基準月額保険料の上昇は14円)などから、今回の国の引き上げと同様の引き上げを行う。

※国が示す9段階にした場合は、基準月額保険料は93円上昇

1. 高齢者数の推移



2. 要介護認定者数・認定率の推移



3. 給付費見込額

(単位：千円)

種 別	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	【増減の要因】
◆介護サービス(合計)	10,635,604	10,859,963	11,095,908	11,799,105	11,988,124	12,194,107	12,231,300	◆認定者数の増 ◆第7期計画で実施した施設整備(認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護など)に伴う給付費の増(令和3年度:令和2年度見込額と比較し、約+330,000千円) ◆介護報酬改定3か年平均0.67%による増(改定内容:感染症対策の強化、認知症への対応力の向上、看取りへの対応の充実などへの報酬増:3か年影響額一約220,000千円) ■訪問看護、通所リハビリの直近の増傾向を踏まえた増(令和3年度:令和2年度見込額と比較し、約+6,000千円) □低所得者を対象とした、特定入所者介護サービス費(施設サービス等の食費・居住費の限度額を超える分は介護保険から給付)の見直し(世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等120万円超の方の本人負担等が増)により減(令和3年度:令和2年度見込額と比較し、約▲43,000千円) ※9月の試算(3か年給付費)より約8億5千万円増(介護報酬改定、直近の給付費実績見込み等に伴う増)
居宅サービス	4,546,787	4,650,440	4,710,495	4,950,635	5,000,335	5,094,784	5,108,200	
地域密着サービス	2,152,287	2,183,975	2,201,222	2,551,356	2,598,960	2,647,913	2,669,592	
施設サービス	3,333,600	3,417,416	3,579,981	3,671,625	3,756,847	3,809,564	3,809,564	
居宅介護支援	602,930	608,132	604,210	625,489	631,982	641,846	643,944	
■介護予防サービス(合計)	151,644	158,390	174,827	182,826	191,169	199,982	200,085	
居宅サービス	97,878	108,257	120,869	128,582	136,354	143,878	143,981	
地域密着サービス	32,015	27,834	29,794	29,900	30,348	30,780	30,780	
介護予防支援	21,751	22,299	24,164	24,344	24,467	25,324	25,324	
□その他(合計)	676,040	709,686	745,123	718,210	714,160	731,111	757,027	
特定入所者介護サービス	417,387	431,170	455,012	412,147	407,394	420,510	444,943	
高額介護サービス	219,509	235,614	248,561	261,199	261,505	264,630	265,356	
高額医療合算介護サービス	27,877	30,825	29,878	32,274	32,541	32,930	33,020	
審査支払手数料	11,267	12,077	11,672	12,590	12,720	13,041	13,708	
給付費総合計	11,463,288	11,728,039	12,015,858	12,700,141	12,893,453	13,125,200	13,188,412	◆令和3～5年度の合計 38,718,794千円(①)
対前年比	—	102.3%	102.5%	105.7%	101.5%	101.8%	—	

4. 地域支援事業費見込額

(単位：千円)

令和2年度(当初予算)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
456,430	456,580	459,764	466,561	481,281

◆令和3～5年度の合計 1,382,905千円(②)

5. 保険料基準額(案)

(単位：円)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
標準給付見込額	A	12,700,140,887	12,893,452,588	13,125,199,802
地域支援事業費(介護予防・総合事業)	B1	236,860,220	239,946,961	246,497,991
地域支援事業費(包括的支援・任意事業)	B2	219,702,000	219,799,000	220,045,000
第1号被保険者負担分相当額 (A+B)×23%	C	3,026,041,715	3,071,235,666	3,126,100,842
調整交付金相当額 (A+B1)×5%	D	646,850,055	656,669,977	668,584,890
調整交付金見込額 (A+B1)×e	E	873,248,000	853,671,000	846,428,000
調整交付金見込交付割合	e	6.75%	6.50%	6.33%
財政安定化基金償還金	F	0		
介護保険準備基金取崩額	G	434,000,000		
市町村特別給付費	H	24,118,000	24,367,000	24,983,000
保険者機能強化推進交付金等見込額	I	35,478,000	35,478,000	35,478,000
保険料収納必要額 C+D-E+F-G+H-I	J	8,155,170,146		
予定保険料収納率	K	98.8%		
所得段階別加入割合	L	107,820人		
補正後被保険者数(3か年)	M	76,556円		
保険料(基準年額) J÷K÷L	N	6,380円		
保険料(基準月額) M÷12月				

※介護保険準備基金を取り崩す前の基準月額保険料は6,719円

※現時点の試算では令和7年度の基準月額保険料は7,235円

残りの基金(約5億円)は、以下のとおり活用予定

- ◆第8期中の見込みを超える給付費の伸びの備え
- ◆第9期保険料の上昇抑制の備え

6. 介護保険料の推移

	第1期	第2期	第3期	第4期
年度	H12~14	H15~17	H18~20	H21~23
基準月額	2,500円	3,560円	4,320円	4,362円
増加額	—	1,060円	760円	42円
増加率	—	142.4%	121.3%	101.0%
県からの借入	有	有	無	有
全国平均	2,911円	3,293円	4,090円	4,160円
年度	第5期	第6期	第7期	第8期
年度	H24~26	H27~29	H30~R2	R3~5
基準月額	5,200円	6,100円	6,480円	6,380円
増加額	838円	900円	380円	▲100円
増加率	119.2%	117.3%	106.2%	98.5%
県からの借入	有	無	無	—
全国平均	4,972円	5,514円	5,869円	—

7. 第7期における県内13市の保険料(月額)

	第7期	第6期	増加額
山形市	5,700円	5,400円	300円
米沢市	5,750円	5,750円	0円
鶴岡市	6,580円	6,242円	338円
酒田市	6,480円	6,100円	380円
新庄市	6,200円	5,900円	300円
寒河江市	5,980円	5,620円	360円
上山市	6,080円	5,420円	660円
村山市	5,300円	4,600円	700円
長井市	5,980円	5,640円	340円
天童市	5,700円	5,400円	300円
東根市	5,900円	4,900円	1,000円
尾花沢市	5,460円	4,622円	838円
南陽市	6,400円	5,400円	1,000円